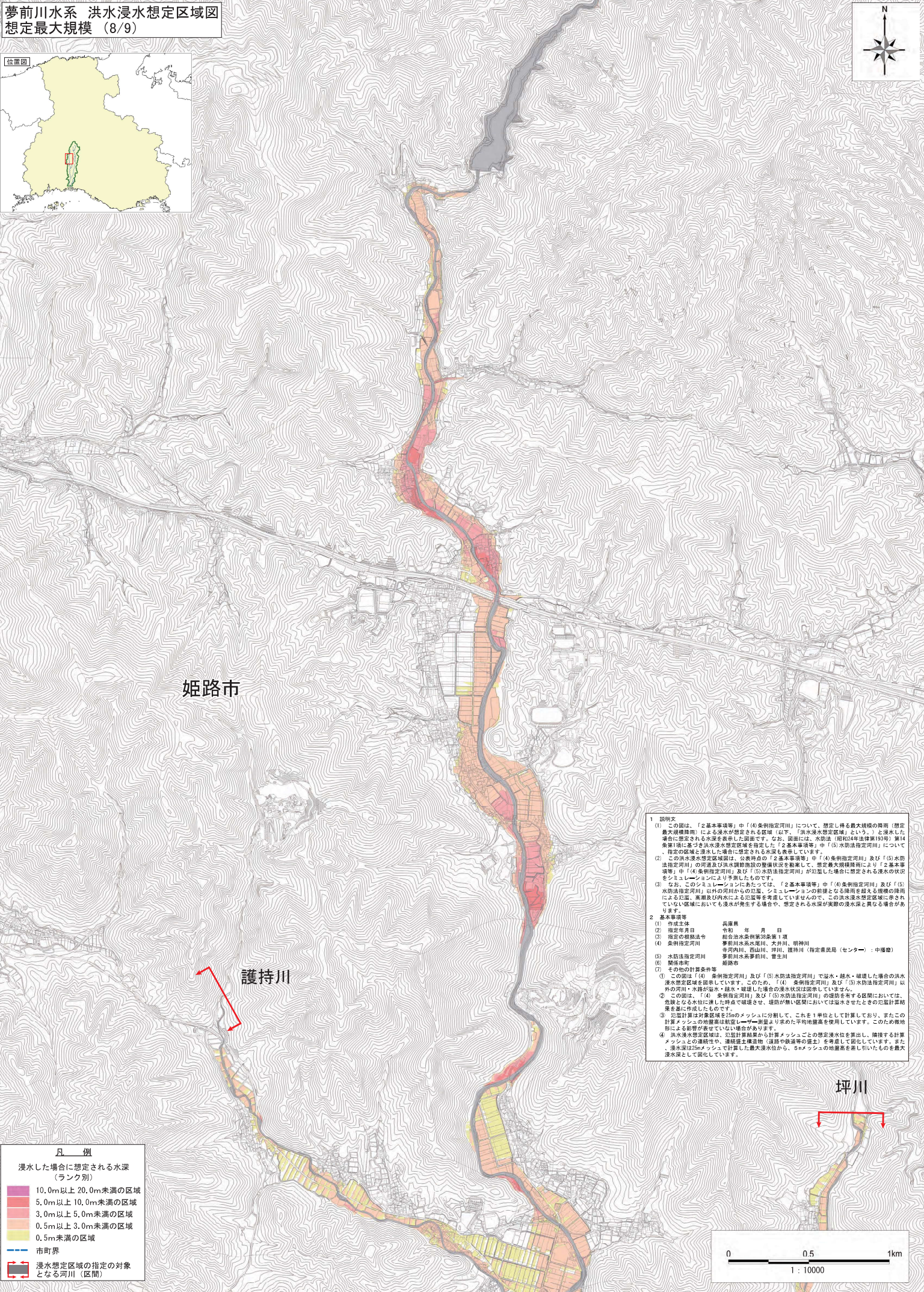
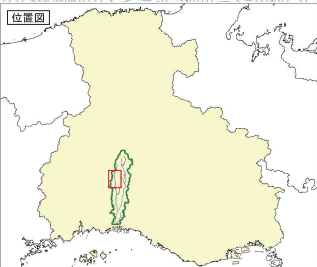
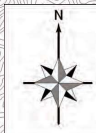


夢前川水系 洪水浸水想定区域図
想定最大規模 (8/9)



凡 例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

Red	10.0m以上 20.0m未満の区域
Orange	5.0m以上 10.0m未満の区域
Yellow	3.0m以上 5.0m未満の区域
Light Yellow	0.5m以上 3.0m未満の区域
Lightest Yellow	0.5m未満の区域
Blue dashed line	市町界
Red arrow	浸水想定区域の指定の対象となる河川(区間)

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)を浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和44年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河況及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が冠水した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの冠水、シミュレーションの前提となる降雨を認める程度の降雨による冠水、高潮及び内水による冠水等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

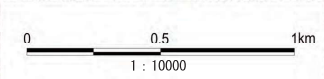
2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
(2) 指定年月日 令和 年 月 日
(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第30条第1項
(4) 条例指定河川 夢前川水系大堀川、大井川、明神川、寺河川、西山川、坪川、護持川(指定業民員(センター):中根龍) 夢前川水系夢前川、吉住川
(5) 水防法指定河川 姫路市
(6) 関係市町 姫路市
(7) その他は「(4) 条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を認めています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

① この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の冠水する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたとときの冠水計算結果を差に作成したものです。

② 冠水計算は対象区域を5mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が数メートルない場合があります。

③ 洪水浸水想定区域は、冠水計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続体土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水水深は2mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水水深として図化しています。



この地図は、姫路市発行の基本地形図 1/2,500 を使用しています。